

タイに青果物を輸出する 農業経営者（個別選果）の皆様へ

～ 認定書発行を地方農政局等で行います ～

農林水産省地方農政局等は、タイ向け青果物の輸出に必要な証明書（以下、証明書）を発行します。

※タイに青果物を輸出するには、選果・梱包を行う施設がタイが定める衛生基準を満たしている旨の証明書が必要です。

対象者

以下ア～ウの全ての要件を満たす者。

- ア 果物の生産を自ら行う農業者又は法人であって、その事務所（代理人の事務所を含む。）を日本国内に有すること。
- イ 地方農政局等の管轄区域内において個別に選別・梱包を行う青果物の選別及び梱包施設を管理する権限を有する者であること。
- ウ 当該年度及び翌年度に、タイ向けに青果物を輸出する計画を有すること。

（参照）TH-P1「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」4-1（1）③認定を受けることができる者の要件

対象品目

生鮮 果実

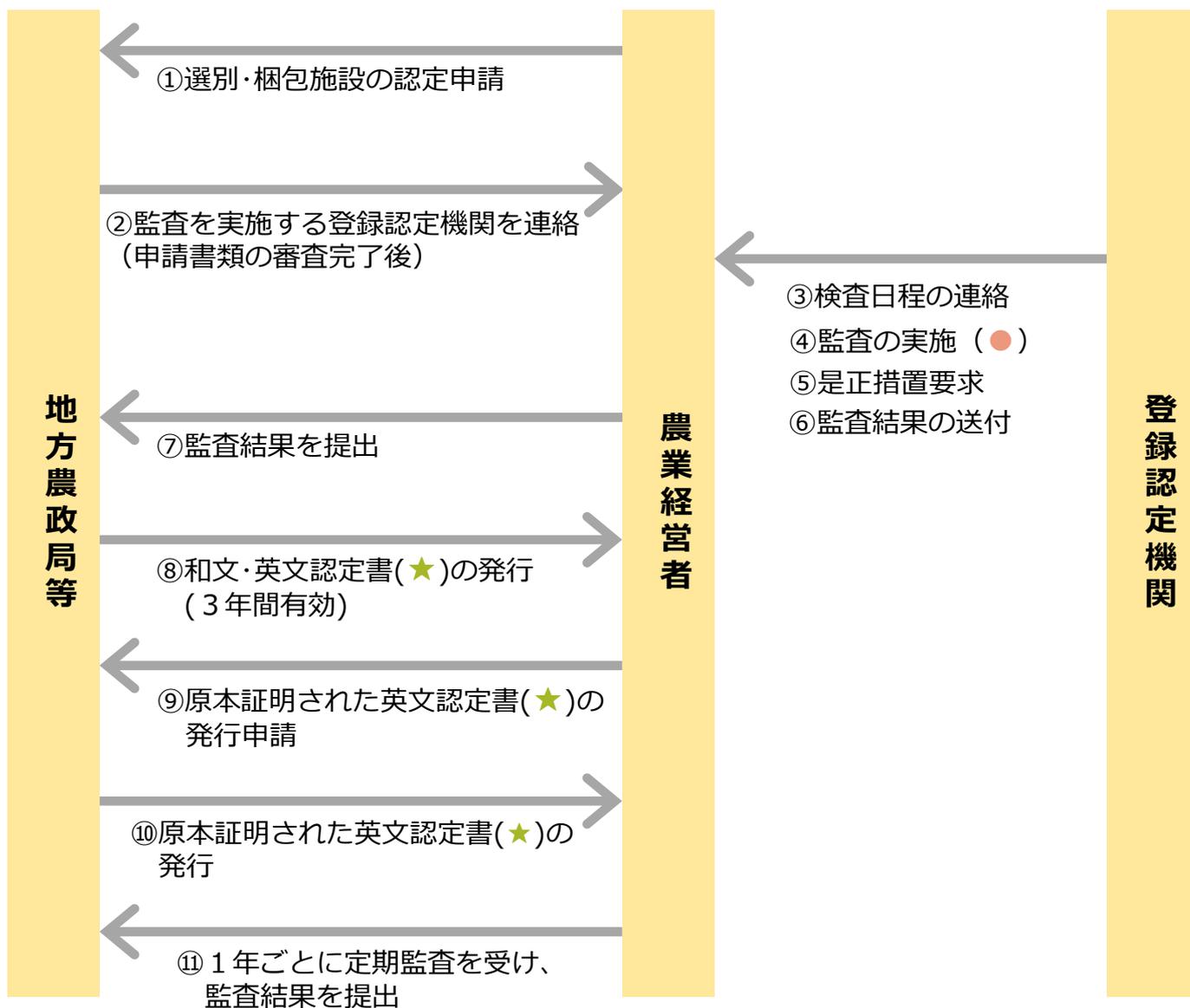
バナナ、栗、ドラゴンフルーツ、カンタループ、メロン、ランブータン、レンブ、スイカ、ザクロ、グアバ、ナツメ、マンゴー、パパイヤ、サポジラ、リュウガン、イチゴ、マンダリンオレンジ、オレンジ・ダイダイ及びこれらのハイブリッド種、キノット、willow leaf sour orange、梨、ブドウ、リンゴ

生鮮 野菜

ニンニク、ラッキョウ、中国ニンニク、ロマンスコを含むカリフラワー、サボイキャベツを含むキャベツ、チャイブ、ガラシ、カイラン、人参、ネギ、モヤシ、ヤサイカラスウリ、キュウリ、ジョウロクササゲ、エンドウ、芽及び茎を含むブロッコリー、バジル、カミメボウキ、スイートバジル、ツボクサ、ハウレンソウ、ハクサイ、アマランサス、ヨウサイ、ゴートホーン、ペッパー及びホットペッパーを含む唐辛子、パプリカを含むピーマン、カボチャ、トマト、タイ茄子、じゃが芋、エシャロット、人工栽培によるヤナギマツタケ、ブナシメジ、キクラゲ、靈芝、椎茸、フクロタケ、シロキクラゲ等のキノコ等

* その他の品目も、求めに応じて証明書の発行を行います。

監査（選果・梱包施設の現地確認）と証明書発行の流れ



★ 英文認定書とは…？

選果・梱包施設がタイの定める衛生基準に適合している旨の証明書。

輸出時には**原本証明された英文認定書 (⑩)**の添付が必要です。

● 監査とは…？

タイ保健省告示第386号附属文書3のチェックリストに基づき、施設の衛生状況等を監査します。**チェックリストはこちら↓**

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/doc/yusyutu_shinsei_asia-221.docx

詳細は、「農林水産物及び食品の輸出証明書発行等に関する手続規程（令和2年4月1日付け財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣決定）」の別紙TH-P1「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」をご覧ください。

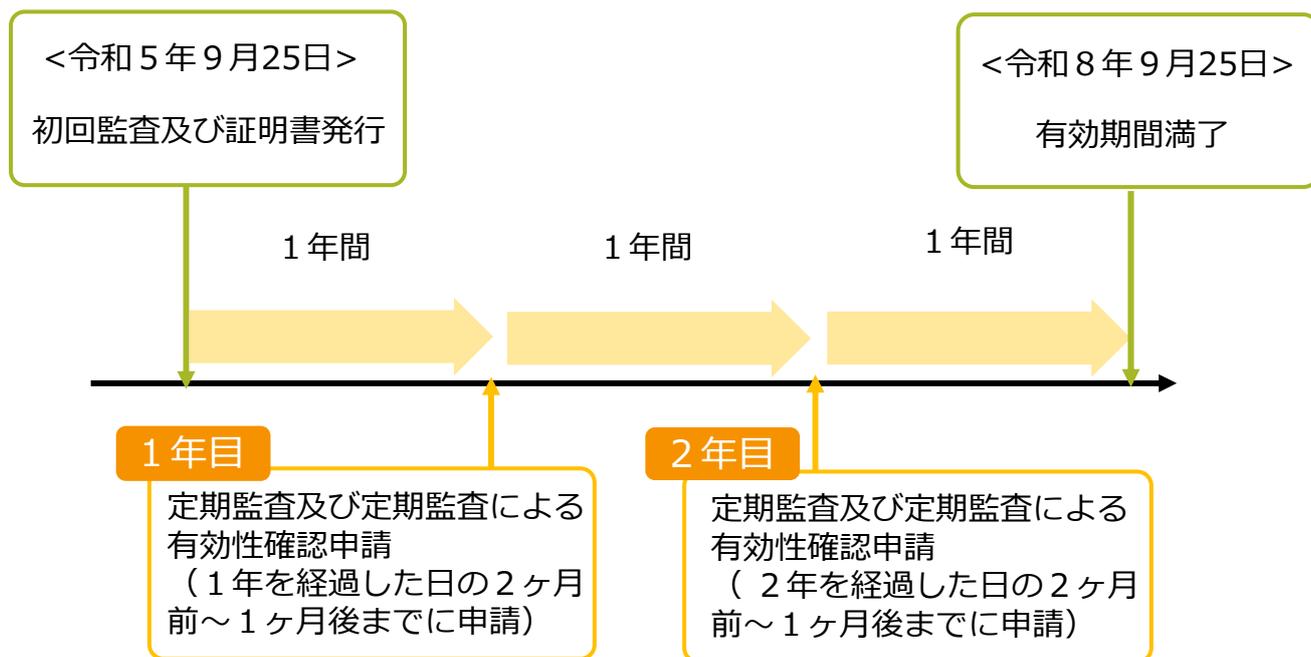
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#thailand_fruit_vegetables

証明書発行後の流れ

証明書は、発行日から3年間有効です。

ただし、証明書の発行日から1年及び2年を経過した日の2ヶ月前から1ヶ月後までの間に登録認定機関による書面監査を受け（定期監査）、その結果を地方農政局等に提出し、確認を受ける（有効性確認）必要があります。

<例> 令和5年9月25日に認定書が発行された場合



申請受付期間

令和7年4月1日（火）～令和7年12月12日（金）

申し込み方法

認定申込書及び添付資料を、一元的な輸出証明書発給システムより施設が所在する管轄区域の地方農政局等へご提出ください（一元的な輸出証明書発給システムの詳細は以下の農林水産省HPに掲載されています）。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

なお、郵送での提出も可能ですが、その場合は配達されたことが証明できる方法（簡易書留、特定記録等）でご送付ください。

* 不明な点はお問い合わせ先にご相談願います。

注意事項

- * 初回及び認定更新の監査を受けるためには地方農政局等へ**施設認定手数料20,900円**の納付（収入印紙貼り付け又は電子納付）が必要です。なお、認定されない場合であっても手数料は返却されません。
- * 1年ごとの定期監査費用は無料です。
- * 初回及び認定更新においては、登録認定機関が選果梱包施設へ伺い、現地監査を行います。
- * ①認定申請から④監査実施まで**2カ月程度要する場合がございます。**
- * 監査実施日については、申請状況等によりご希望に添えない場合もございますので、**お早めに申請頂きますようお願い致します。**
- * 監査に関するお問い合わせは、選果梱包施設の担当者様より登録認定機関へご連絡頂きますようお願い致します。
- * 地方農政局等において認定を受けた施設は、農林水産省HPにて公表させていただきます。

■ お問い合わせ・申込み先 ■

北海道農政事務所（生産経営産業部 事業支援課）	☎ 011-350-7661
東北農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 022-263-7071
関東農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 048-740-5351
北陸農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 076-232-4233
東海農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 052-715-3073
近畿農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 075-414-9101
中国四国農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 086-230-4246
九州農政局（経営・事業支援部 輸出促進課）	☎ 096-211-9334
沖縄総合事務局（農林水産部 食料産業課）	☎ 098-866-1673

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/250327.html>